

議案第10号

教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2025年6月20日提出  
町田市教育委員会  
教育長 小池 慎一郎

(提案理由説明)

本件は、東京都の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程を一部改正したい。  
なお、改正の概要は、次のとおりです。

### 1 改正理由

東京都の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

### 2 改正内容

校長及び副校長への委任事務に介護時間及び子育て部分休暇の承認に関する規定を加えます。(第2条及び第3条関係)

### 3 施行期日

公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。

教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部を改正する規程

教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程（昭和46年11月町田市教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(校長への委任事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教育長は、校長を除く都費負担教職員に係る次に掲げる事務を校長に委任する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 副校長の特別休暇、<u>介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇</u>の承認に関すること。</p> <p>(8)～(15) 略</p> <p>3 略</p> <p>(副校長への委任事務)</p> <p>第3条 教育長は、校長及び副校長を除く都費負担教職員（以下「教諭等」という。）に係る次に掲げる事務を副校長に委任する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 特別休暇、<u>介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇</u>の承認に関すること。</p> <p>(7)～(11) 略</p>	<p>(校長への委任事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教育長は、校長を除く都費負担教職員に係る次に掲げる事務を校長に委任する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 副校長の特別休暇<u>及び介護休暇</u>の承認に関すること。</p> <p>(8)～(15) 略</p> <p>3 略</p> <p>(副校長への委任事務)</p> <p>第3条 教育長は、校長及び副校長を除く都費負担教職員（以下「教諭等」という。）に係る次に掲げる事務を副校長に委任する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 特別休暇<u>及び介護休暇</u>の承認に関すること。</p> <p>(7)～(11) 略</p>

#### 附 則

この規程は、公表の日から施行し、改正後の教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の規定は、令和7年4月1日から適用する。